



グローバルビジネスと人権： 海外贈賄有事対応ガイドンスの概要

2024年11月

One Asia Lawyers Group

コンプライアンス・ニューズレター

アジア ESG/SDGs プラクティスグループ

1 はじめに

2024年4月に改正された不正競争防止法に伴い、海外贈賄リスクが高まる中、日本企業は適切な対応策の整備が求められています。特に新興国や途上国での贈賄行為は企業価値の毀損に直結する重大なリスクであり、適切な対策が欠かせません。万が一の有事には、迅速で適切な対応を行うことが、企業の信頼回復や事業の安定的な継続に直結します。特に社内調査や合意制度の活用は、企業価値を守るための重要な要素となっています。

2024年10月に海外贈賄防止委員会（ABCJ：Anti-Bribery Committee Japan）は、最新の実務動向を踏まえて、合意制度の活用までを視野に入れた海外贈賄の有事対応を具体的に示すことを目的として、ガイドンスを公表しています（以下「本ガイドンス」という）。

そこで、本ニューズレターでは、本ガイドンスの概要を紹介させていただきます。

2 有事対応の基本スタンス

企業は外国公務員贈賄行為を「企業自身の犯罪」として捉え、危機管理の一環として合意制度を積極的に活用することが重要です。贈賄行為が発覚した場合、早期の対応がリスクを最小化する鍵となります。

贈賄リスクは日頃からのコンプライアンス体制の強化により低減できます。海外現地法人や支社への定期的な教育・研修、内部通報制度の整備により、問題の早期発見や迅速な対応が可能となります。ステークホルダー目線からガバナンス体制を強化し、役員や監査役がリスク管理をモニタリングする体制を整えておくことも有用です。

3 初動対応および事後対応のポイント

企業が外国公務員への贈賄の疑いを把握した際、適切な有事対応を行わないと企業価値が著しく毀損する可能性があります。そのため、日本弁護士連合会の海外贈賄防止ガイドンス（手引）に基づき、以下の対応が推奨されます。

まず、更なる贈賄行為を防ぐため、現地に明確な指示を出し、証拠の保全措置を講じる必要があります。迅速な事実把握のため、担当役員を指名し、調査チームを設置し、独立した調査を行います。この際、調査チームは関係者から独立した専門家を含め、内部通報者の保護も徹底します。また、現地で行われた具体的行為が外国公務員贈賄罪の各構成要件に該当するかという法的判断が不可欠となるので、海外贈賄に詳しい弁護士を起用し、調査手法、証拠評価から法的判断まで助力を得ながら進めることが望ましいとされています。

さらに、調査結果は本社や社外取締役に適時報告し、必要に応じて第三者委員会を設置します。対外公表の要否についても検討が必要です。贈賄の疑いが高い場合は、捜査機関や外務省の相談窓口に通報し、企業が受ける損害を最小限に抑える対応を図ります。

最後に、原因究明と再発防止策の策定、関係者の処分を行い、継続的な教育とガバナンス体制の強化を図ることが求められます。

4 合意制度の活用とメリット

合意制度は、捜査機関による取調べへの過度の依存姿勢からの脱却と組織的な犯罪（企業の関わる経済犯罪等を含む）の全容解明の両立を目的として 2016 年の刑事訴訟法改正により新設されたいわゆる司法取引の一種であり、2018 年 6 月 1 日より施行されています。

合意は検察・被疑者（被告人）・弁護人の三者による協議で決定され、証拠の信用性や裏付けが重要となります。

企業がこの制度を利用する場合、贈賄の構成要件を満たす行為が認められれば、刑事弁護に精通した弁護士を早期に選任し、企業内調査で得た情報を弁護士と共有することが重要です。関係者との協力関係を維持し、弁護士が指示する調査や情報提供に迅速に対応する体制を整えることが求められます。担当弁護士は調査結果を精査し、企業に対し刑事手続きの見通しを示すとともに、必要な証拠の準備や協力的行為の内容を整理します。

また、合意が企業の不起訴を含む内容となる場合、贈賄防止策や再発防止策なども検察に提出し、処分軽減に有利な材料とすることが有効です。交渉では検察官との信頼関係が不可欠で、合意成立に向けた対応や記録の保持、合意書面の作成が求められます。

本ガイドランスでは、特に合意制度の活用に向けた手順が具体的に示されているため、活用を検討する際の参考になると考えられます。

5 海外当局・公共調達への影響に対する対応

企業が外国公務員贈賄罪に関して合意制度を利用する場合、他国の贈賄規制の適用可能性に注意が必要です。規制が適用される場合、証拠の保全を徹底し、弁護士秘匿特権が保護されるよう対応します。また、公共調達に関わる取引がある場合、資格停止等のリスクを事前に確認し、リスク回避策を検討することが求められます。

6 まとめ

本ガイドラインは、日本企業が海外贈賄リスクに備えるための包括的な指針です。海外贈賄は企業価値を脅かすリスクがある一方、適切な対応と予防策により、事業の安定的な継続と企業の信頼維持が可能です。経営層を含む関係者全員が意識を高め、平時からの防止策を徹底していくことが求められています。

このニュースレターが、海外贈賄リスクへの対応や予防策についての社内理解を深める一助となれば幸いです。

以上

〈注記〉本資料に関し、以下の点をご了承ください。

- ・ 本ニュースレターは 2024 年 11 月時点の情報に基づいて作成されています。
- ・ 今後の政府による発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更等に伴い、その内容は変更される可能性がございます。
- ・ 本ニュースレターの内容によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。



なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

◆ アジア ESG/SDGs プラクティスグループ ◆

One Asia Lawyers は、ESG・SDGs と人権 DD に関して、東南アジア・南アジア・オセアニアなどの海外においても、各国の法律実務に精通した専門家が、現地に根付いたプラクティカルなアドバイス提供およびニュースレター、セミナーなどを通じて情報発信を行っています。ESG・SDGs・人権 DD に関連してご相談がございましたら、以下の各弁護士までお気軽にお問い合わせください。

<著者／アジア ESG/SDGs プラクティスグループ>



齋藤 彰

One Asia Lawyers Group 顧問

弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人

大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約法・国際取引法・国際 ADR 等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めてきた。また法科大学院生の海外インターシップ制度や英語による LL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実務にも従事し、英国を代表する ADR 機関である CEDR の調停スキルトレーニング (CEDR MST) の日本での初の実施に尽力した。2018 年から One Asia Lawyers の顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めてきた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最新動向の調査研究にも取り組んでいる。

akira.saito@oneasia.legal



難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー

国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。

yasuaki.nanba@oneasia.legal

06-6311-1010



佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）

ミャンマー代表

アジアESG/SDGsプラクティスグループ

2013年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行うM&A Advisory Co., Ltd.で3年間勤務。2016年のOne Asia Lawyers設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住しながらアジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal